

令和５年度 弘前大学学術特別賞授与実施要領

1. 趣旨

この要領は、弘前大学学術特別賞授与実施要項（平成 23 年 9 月 9 日制定）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2. 学術特別賞の対象

（１）弘前大学学術特別賞（遠藤賞）（以下「遠藤賞」という）

- ① 応募者は本学の教員であること
- ② 独創的かつ完成度の高い研究で、平成 25 年 4 月以降に学術雑誌に発表されたストーリー性のある論文数編（共著の場合、筆頭著者又は責任著者であるものを含む）を対象とすること
- ③ 研究は本学在籍期間中に行われ、研究内容が本学の研究水準の向上に著しく貢献したと認められるものであること
- ④ 応募対象論文は、自身の研究を代表する論文 5 編以内とすること
- ⑤ 応募者は個人であること
- ⑥ 本賞の受賞歴がないこと

（２）弘前大学若手優秀論文賞（以下「若手優秀論文賞」という）

- ① 応募者は本学の研究者（学生、大学院生及び特別研究員等を含む）であって、応募した年度の年度末に 45 歳以下の者であること（教授職を除く）
- ② 独創的で著者の将来性を伺わせるに足る論文で、令和 3 年 4 月以降に学術雑誌に発表された、筆頭著者である論文 1 編を対象とすること
- ③ 研究は本学で行われ、研究内容が本学の研究水準の向上に貢献することが期待できるものであること
- ④ 応募者は個人であること
- ⑤ 本賞の受賞歴がないこと

3. 応募・提出方法

（１）提出先

応募者は、次の資料を電子申請システムにより所属部局長に提出すること。
・弘前大学学術特別賞申請書

（２）部局長による取りまとめ

部局長は、提出された申請が対象として適切であることを確認し、電子申請システムにより学長に提出すること。

(3) 電子申請システム（コラボフロー）URL

- ・HiroinID 所有者：<https://cflow.hirosaki-u.ac.jp/collaboflow/>
- ・HiroinID 非所有者（客員研究員，学生等）
：<https://cflow.hirosaki-u.ac.jp/collaboflow/?sso=off>

(4) 提出期限

令和5年8月10日（木）正午まで

4. 審査

学術特別賞の審査は，弘前大学学術特別賞審査要領に定める弘前大学学術特別賞審査委員会が行う。

なお，提出後に審査に必要な資料を追加で求める場合がある。

また，必要に応じて，論文内容に関するプレゼンテーション審査を行う。

5. 表彰等

(1) 表彰

学術特別賞の表彰は，学長が受賞者に対して本賞表彰状を授与し，併せて副賞を贈呈することにより行う。

(2) 副賞

遠藤賞の副賞は宮田亮平氏が制作したトロフィー及び研究助成金（50万円）とし，若手優秀論文賞の副賞は盾及び研究助成金（佐藤敬賞，20万円）とする。

(3) 受賞者数

遠藤賞の受賞者数については原則1名とし，若手優秀論文賞の受賞者数については毎回3名以内とする。